

議案第 2 号

我孫子市個人情報保護法施行条例の制定について

我孫子市個人情報保護法施行条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるため提案するものです。

我孫子市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(我孫子市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第4条 市の機関(議会を除く。以下同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会(我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第6号)第1条の規定により設置された我孫子市情報公開・個人情報保護審査会をいう。)に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(我孫子市個人情報保護条例の廃止)

2 我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第5号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の我孫子市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。）が受託した業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項、第2項若しくは第4項（同条第2項又は第4項の規定を旧条例第22条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）、第22条第1項又は第28条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 受託者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、受託者に対しても各本項の罰金刑を科する。

8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 この条例の施行の日の前日において旧条例第37条の我孫子市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者の任期は、旧条例第39条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

10 この条例の施行の前日において審議会の委員であった者に係る旧条例第39条第3項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

11 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
(1)の表 略		(1)の表 略	
(2) 附属機関の委員等		(2) 附属機関の委員等	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
生涯学習審議会委員の項から水道事業運営審議会委員の項まで 略	略	生涯学習審議会委員の項から水道事業運営審議会委員の項まで 略	略
ホテル等審査会	日額 7,000円	ホテル等審査会	日額 7,000円

委員	
建築、開発行為等紛争調整委員会委員の項から公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員の項まで 略	略

(3)の表及び(4)の表 略

委員	
個人情報保護審議会委員	日額 7,000円
建築、開発行為等紛争調整委員会委員の項から公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員の項まで 略	略

(3)の表及び(4)の表 略